

令和2年度第2回鴨川市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日時 令和3年1月21日（木）午後1時30分から午後2時20分

2. 場所 鴨川市役所 4階400会議室

3. 出席者

（1）委員

樋口洋子委員、高橋隆一委員、黒野秀樹委員、林宗寛委員、酒井龍一委員、高梨道広委員

（2）鴨川市国民健康保険条例施行規則第14条の規定により出席した者

亀田郁夫市長

健康福祉部 牛村隆一部長

健康推進課 角田守課長

総務部 岩瀬英彦部長

税務課 渡邊寿美課長、山口隆司課長補佐

市民生活課 長幡祐自課長、佐藤信二課長補佐

保険年金係 池田幸江係長、小原富裕主査

4. 欠席者

林裕委員

5. 次第

（1）開会

（2）会長あいさつ

（3）市長あいさつ

（4）議件

①令和3年度国民健康保険税率（案）について

②令和3年度国民健康保険特別会計予算（案）について

③その他

（5）閉会

6. 会議内容

別紙のとおり

7. 会議の傍聴者

なし

1. 開会

(司会)

皆様、こんにちは。本日、進行を努めさせていただきます、市民生活課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、皆様にご連絡いたします。現在、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発せられておりますことから、皆様の円滑な協議をお願いするとともに、会議室の換気を行いますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。あらかじめ配布しておりますが、「本日の会議次第」、資料1から資料2までとなっております。不足がございましたら、お申し出ください。

ここで、会議を始める前にご報告があります。被用者保険等保険者代表として委嘱させていただきました、箭内琢磨委員が令和2年10月に異動され、委員を退任することとなりました。改めまして、本日、欠席されておりますが、林裕様を委員として委嘱させていただきましたので、ご報告します。

また、本日、先ほどご報告しましたとおり、林裕委員より欠席の報告がありましたので、出席者数は6名でございます。過半数の委員の出席がありましたので、鴨川市国民健康保険条例施行規則第8条により、本協議会は成立いたしました。

また、本運営協議会の会議につきましては、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき公開とさせていただきます。会議録作成のため会議を録音させていただきますのでご了承ください。なお、委員の皆様と事務局の紹介につきましては、別添の「名簿」でご確認ください。

それでは、ただ今より、令和2年度第2回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

これより、次第により進めさせていただきます。まずはじめに高梨会長よりごあいさつをお願いします。

2. 会長あいさつ

(会長)

皆様、改めましてこんにちは。

本日は、お忙しい中、令和2年度第2回目の鴨川市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が世界中に猛威をふるい、わが国においても医療体制の崩壊の危機、そして、経済への大きなダメージを受け、現在も、その状況は深刻さを増しております。このような状況の中で、国民は新しい生活様式を求められており、新型コロナウイルス感染症は完全には終息しないともいわれ、今後ある程度の収束を迎えたとしても、現在の就業形態を含む生活様式の一部は定着していくものと考えられております。このような状況の中で国民健康保険は市民の皆様が安心して生活していくための重要な保険になっております。また、一方の見方として、国民健康保険の加入者数は、年々減少する一方、個人の医療費は伸び続けており、依然として厳しい状況ではございますが、制度の安定的な運営に努めていきたいと思っております。

本日の会議におきましては、令和3年度国民健康保険税率（案）、令和3年度国民健康保険特別

会計予算（案）について協議していただきます。委員の皆様方のご意見等を頂戴しながら、本会議が有意義なものになるよう努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、簡単ではございますが、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

ありがとうございました。続きまして、亀田市長よりごあいさつを申し上げます。

3. 市長あいさつ

皆さん、こんにちは。

本日はご多用のところ、令和2年度第2回鴨川市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

日頃から国民健康保険事業の推進にご尽力を賜っておりますこと、重ねて感謝申し上げます。

特に、高橋隆一様におかれましては、この度、千葉県国民健康保険団体連合会理事長表彰の栄に浴されましたこと、心よりお祝い申し上げますとともに、今後さらなるご活躍を、お祈り申し上げます。おめでとうございます。

さて、新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、現在、緊急事態宣言が発令中となっております。我が国は欧米に比べて、人口比の感染者数、死亡者数が少ないと言われておりますが、その背景として、地域の医師による適切な感染予防指導や、重症化する前に診療ができる医療環境があると言われております。

ただ、本市においても、現在37件を超える感染者が確認をされております。まだ、予断を許さない状況でございます。皆さんも気をつけていただきたいと思います。

コロナ禍という国難にあって、国民皆保険の重要性が再認識されたものと、確信しております。

本年は、皆保険体制の確立から60周年を迎えますが、本市としましても、制度の安定的な運営に努めてまいりますので、皆様にも引き続きのお力添えをお願い申し上げます。

本日の案件は、「令和3年度国民健康保険税率（案）について」、「令和3年度国民健康保険特別会計予算（案）について」でございます。この後、担当から詳細を説明いたしますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

（司会）

ありがとうございました。

大変恐縮ではございますが、市長は所用のためここで退席させていただきます。

（市長）

それでは、よろしくお願いいたします。

（司会）

それでは、議件に入らせていただきます。

なお、議長につきましては、鴨川市国民健康保険条例施行規則第6条によりまして、会長がなることになっておりますので、高梨会長に議長をお願いします。それではよろしくお願いいたします。

4. 議件

(議長)

会議を始めます前に、国民健康保険運営協議会委員の中から、会議録署名人を指名させていただきます。林宗寛委員にお願いできますでしょうか。

(林委員了承)

(議長)

ありがとうございます。それでは、後日、事務局が作成いたします会議録に署名をお願いいたします。

これより、議件に入ります。議件1、「令和3年度国民健康保険税率（案）」について、事務局より説明をお願いします。

(税務課長)

税務課長、渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

税務課から、令和3年度国民健康保険税の税率について、若干説明をさせていただきます。資料は、A4で1枚の資料1となります。

今回、この国保運営協議会が、例年よりも若干早めの開催となっておりますため、県の標準的な率での試算結果等も、間もなく出るところではありますが、本日のところ、公表がまだ間に合っていない状況となっております。こうした中ではございますが、現状、最新のデータを基に詳しく様々な状況を見込んで検討したところで、令和3年度につきましては、税率は据え置きとさせていただきます、皆様には今年度と同様のご負担をお願いしていくこととしたいと考えております。

依然として、社会保険適用や後期高齢者医療制度への移行等による被保険者数の減少が見られることや、今回の検討にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、所得状況に不安要素もあるところで、保険税課税額への影響が若干心配されるところでもあり、保険税収の確保については、大変厳しい状況であることは認識しております。

しかしながら、税収確保とともに負担増への配慮ということも考えまして、皆様に、これまでと同様の負担をお願いしながら、税務課といたしましても、滞納分を含め、税収確保に努めていくこととし、令和3年度の国民健康保険税率につきましては、現行のまま据え置くこととしたいものでございます。

お手元の資料は、令和3年度の国民健康保険税の納期や税率等を記載した窓口やホームページ掲載用のチラシの案でございます。裏面の計算式で、地方税法の改正に伴いましての基礎控除を33万円から43万円に調整をさせていただく他は変更なく、令和3年度も同じ税率での課税で、納期限は曜日の関係で多少ずれますが、同じ納期で納付をお願いして参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、年度末の税制改正に伴い、賦課限度額が引き上げとなる場合は、決定後に改正の予定とさせていただくところですが、令和３年度につきましては、現在のところ、賦課限度額の引き上げ等はない方向というように伺っております。

この後、市民生活課からご説明いたします令和３年度予算案の中で、歳入の保険税の部分は検討を踏まえまして、現行税率適用のもとでの歳入見込を予算計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

税務課からは以上になります。

(議長)

それでは、ただ今、議件となっております「令和３年度国民健康保険税率（案）」について、ご質問、ご意見等ございませんか。特になければ、ご異議ないものとしてご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議ないようであれば、議件１は、「承認」することとします。

次に議件２「令和３年度国民健康保険特別会計予算（案）」について、事務局から説明をお願いします。

(市民生活課長)

市民生活課長の長幡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

令和３年度国民健康保険特別会計予算案について、ご説明申し上げます。資料２の表をご覧ください。

初めに、予算作成に当たっての基礎的な数値でございますが、加入世帯数を、５,１１７世帯、被保険者数を、７,８８４人と見込んでおります。前年度と比較しますと世帯数で２７６世帯の減、被保険者数で４２１人の減となっております。この被保険者数の減少ですが、国保加入者が７５歳を迎え、後期高齢者医療制度へ移行する方の増加や、国民健康保険から社会保険へ移行する方の増加によるものです。

次に、予算の概要でございますが、歳入歳出ともに、総額は、４０億７,５８４万８千円で、前年度比０.７％の減となります。

歳入の内訳ですが、左の表をご覧ください。「(Ｂ)太枠の欄」が令和３年度当初予算額になります。保険税ですが、合計額で６億９,４００万３千円で前年度比、５％の減。主に被保険者数の減少によるものです。

次に、国庫支出金ですが、災害臨時特例補助金については、東日本大震災等における被災者の保険税減免、保険給付費の一部負担金免除が対象となります。令和３年度の具体的な財政支援の内容は、国の予算成立が前提になりますので、当初予算は２千円の計上でございます。

その下の、県支出金ですが、合計で３０億６,６６７万６千円で、内訳は、保険給付費等交付金の普通交付金が、３０億１,３８７万２千円、歳出における保険給付費のうち、療養給付費、療養費、高額

療養費などに要する費用が全額、県から交付されます。

次に、保険給付費等交付金の保険者努力支援分として、1,520 万円です。疾病の予防・健康づくりや医療費の適正化等の努力を行う保険者に対して交付されるものです。

次に、特別調整交付金分として、938 万 6 千円の計上です。非自発的失業者に係る保険税軽減などに対して交付されるものです。

次に、県繰入金 2 号として、各市町村の特殊事情に応じた財政調整や医療費適正化事業に交付されるもので、当初予算は 2,026 万円の計上です。

次に、特定健康診査等負担金 715 万 8 千円の計上。特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の 3 分の 2 相当分が交付されるものでございます。

次に、直営診療施設整備分は 80 万円で、こちらは病院会計へ繰り出すものです。

次に、繰入金ですが、基金繰入金を除いた、一般会計繰入金の合計で、2 億 8,530 万 8 千円、前年度比、1.6%の増です。

内訳ですが、保険基盤安定として、2 億 1,680 万円。これは、低所得者に対する保険税軽減相当額を繰り入れるものです。

次に、事務費等繰入金で、541 万 5 千円を計上。

次に、出産育児一時金等として、420 万円。件数にして 15 件を見込んだものです。

次に、財政安定化支援事業繰入金として、5,889 万 3 千円です。これは、被保険者の年齢構成が高いことや低所得者が多いことなどによる保険者の責に帰すことのできない事情を考慮して一般会計に地方交付税措置されるものであり、それを国保会計に繰り入れるものです。前年度と比較し増となっているのは、保険税軽減世帯割合の増、国保加入者の高齢者の割合の増に伴うものです。なお、当初予算編成時には、前年度基準にて算出していますので、令和 3 年度基準が通知された後に、再算定による補正を考慮しています。

次に、基金繰入金については、1 千円の存目計上です。なお、令和 2 年度末の財政調整基金は 2 億 848 万 4 千円の見込みです。

次に、繰越金でございますが、2,252 万 3 千円で前年度比、22.3%の増となっております。

最後に、その他収入といたしまして、733 万 5 千円の計上、前年度比、7.2%の増です。主な内訳は、特定健診負担金として 198 万円、保険税の延滞金 200 万円、交通事故等による保険適用返還金として、第三者納付金 254 万 7 千円などです。

続きまして歳出ですが、右側の表をご覧ください。

まず、総務費は、1,482 万 1 千円で、前年度比 32.3%の減で、国保事業における事務費が主なものです。

保険給付費は、総額で 30 億 2,417 万 3 千円です。前年度比は、表記上、0.0%となっておりますが、実際は 0.05%の微減です。

出産育児一時金は、1 児につき 42 万円、15 件で 630 万円。

葬祭費については、5 万円の 80 件で、400 万円です。

次に、国保事業費納付金です。これは、令和 3 年度鴨川市の国保事業費納付金として、9 億 8,576 万円が県から提示されたもので、前年度比、2.8%の減です。県が各市町村の医療費水準、所得水準及び被保険者数などを考慮して決定しているものです。

次に、共同事業拠出金でございますが、事務費拠出金の 3 千円の計上です。

次に、保健事業費として合計 4,135 万 4 千円です。内訳は、特定健診等事業費として、1,977 万 5 千円、前年度比 7.3%減。国保被保険者のうち、特定健診対象者の減に伴うものでございます。保健事業費として、2,157 万 9 千円。前年度比 20.9%増。これは、短期人間ドック補助金、ジェネリック医薬品差額通知の経費が主なものです。

次に、直診勘定繰出金は 80 万円で病院会計に繰り出すものです。基金等積立金、公債費はそれぞれ 1 千円の存目計上。

その他の支出は、保険税過誤納還付金などございまして、436 万 1 千円です。

最後に、予備費として、457 万 4 千円を計上させていただきました。

続いて、令和 2 年度の決算見込みについてご説明いたします。資料の裏面をご覧ください。平成 23 年度から令和元年度までの決算と、令和 2 年度の決算見込みとなります。表の構成ですが、上から、「1 歳入」、「2 歳出」、「3 差引残額」、「4 財政調整基金」、「5 単年度収支の状況」となっております。

この表の令和元年度決算までについては、第 1 回協議会にて報告しておりますが、再度、簡単にご説明いたします。

まず、一番下「5 単年度収支の状況」ですが、純粋な入りと出を比較してみますと、平成 29 年度、令和元年度、そして、令和 2 年度の見込み以外は、赤字となっております。赤字では、収支が成り立ちませんので、歳入に、財政調整基金や前年度繰越金を入れ、運営を行っております。

次に、その上の「4 財政調整基金の状況」ですが、平成 23 年度末で、4 億 3,986 万 7 千円あったものが、平成 28、29 年度は 100 万円でした。これは、平成 26 年度に保険税の税率改正を行い、その後、県の広域化が予定されておりましたので、財政調整基金を活用し、保険税の上昇を抑えるよう努めた結果でございます。広域化は平成 30 年度からですが、平成 29 年度の保険給付費が予想よりも少なかったことで、平成 30 年度には 1 億円を超える基金残高となったところです。

令和 2 年度の歳入ですが、保険税の歳入見込みが 7 億 3,046 万 3 千円。

県支出金 30 億 6,598 万 3 千円を始めとする各種交付金等、令和元年度からの繰越金等を合わせまして、41 億 7,796 万 8 千円を見込んでおります。

歳出は、総額 41 億 5,545 万 5 千円を見込み、差引、2,252 万 3 千円、単年度収支も黒字を見込めることから、財政調整基金も積み立てて 2 億 848 万 4 千円となる見込みでございます。

以上で、説明を終わります。

(議長)

事務局の説明が終了しました。質問等ございますか。

ただ今、議件となっております「令和 3 年度国民健康保険税率（案）」についてご質問、ご意見等ございませんか。特になければ、ご異議ないものとしてご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議ないようなので、議件 2 は、「承認」することとします。

次に「その他」ですが、健康推進課から「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言後の対応に

ついて」の資料がありますので、そちらを見ながら説明をお願いします。

(健康推進課長)

健康推進課の角田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

健康推進課からは、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言後の対応につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。1ページ目は、国と県の最近の対応について書いたものです。ご承知のとおり、昨年、中国で発生しました新型コロナウイルス感染症は、昨年の1月15日に国内で初めて感染が確認されてから、1年が経過しました。依然、国内の感染拡大が収まることなく、本年1月7日に2度目の緊急事態宣言が発出されています。当初は千葉県を含む1都3県でございましたが、13日から区域変更がありまして、現在11都府県となっております。また、(2)は千葉県の対応でございますが、1月4日、千葉県を含む東京都、神奈川県、埼玉県の1都3県で緊急事態行動を取りまとめて、千葉県では20時以降の不要不急の外出自粛、感染リスクの高い場所への自粛等々を県民、事業所の皆様方に呼びかけをしております。

続きまして、資料をめくっていただき2ページになります。2ページ以降は、市の主な対応が書かれてございます。1月4日でございますが、千葉県が協力要請を行ったことから、市の対応につきましても、県の協力要請に基づいて周知を図ることと、市内の公共施設の利用制限、イベント等の中止等につきましても、夜間の利用制限を行うこととして同日、安全安心メールの配信させていただいております。また、1月7日、国の緊急事態宣言が発出されたことに伴いまして、これまでの新型コロナ総合対策本部から特別措置法に基づく鴨川市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しまして、翌日会議を開催してございます。その会議の中では、1月8日のところになりますが、国の基本的対処方針、千葉県の感染症対策本部の決定事項、協力要請に基づいて対応することを確認しまして、2月7日まで市の公共施設やイベントの利用制限をすることとしております。

1月13日になりますが、ふれあいセンター併設のデイサービス職員がPCR検査の結果、陽性であることが確認されたことに伴いまして、市といたしましては、ふれあいセンターの利用につきまして市民サービスコーナー、すべての会議室の利用を停止いたしまして、健康推進課、福祉課、こども支援課の3課がございまして、分散勤務にて、事業を継続することとしております。

感染者数でございますけれども、昨日鴨川市で5名、感染が確認されました。21日現在、累計で37名となっております。ちなみに12月31日までは、13名でしたから、約3倍の伸び率となるかと思います。館山市は、ちなみに昨日現在で43名、南房総市は38名、鋸南町は18名という状況でございます。

1月14日になりますが、市内の小学校で児童で感染が判明したということで、教育委員会では、当該学校の臨時休校を実施し、その児童のいる在籍する学年を除き、15日から学校を再開しております。

3ページをご覧くださいと思います。1月19日は西条認定こども園でも園児1名の感染が判明し、一部休園をして、現在も休園しているという状態です。

1月20日になりますが、これら状況が予断を許さない状況になってきたということから、亀田市長の肉声によりまして防災無線で市民に呼びかけ、感染予防の注意喚起など緊急メッセージを呼びかけております。

以上がこれまでの市の取り組みとなります。また、報道されております新型コロナウイルス感染症のワクチンの予防接種につきまして、少し触れさせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症ワクチンにつきましては、報道にありますとおりマイナス 75 度という超低温保存が必要なワクチンということで、これまでの保管方法、移動方法とはまったく異なる予防接種という風になっております。また、医療機関も限られていることから膨大な作業量が見込まれ、これまで経験したことがない業務かと思えます。接種の概要ですけれども、予防接種法の臨時接種に関する特例に基づく予防接種ということで接種対象者の皆様方には市からクーポン券という接種券をお配りするようになります。それを基に医療機関のほうで接種を受けて頂いて医療機関からくる情報につきましては市で予防接種台帳に記載して保存するということになりますけれども、その優先接種対象者につきましては、1 月 20 日の新聞報道では、16 歳未満についてはまだ治験ができていないので除外する方向だということがうたわれておりますけれども現時点での国の資料では、全市民に対しということになっておりますので、医療従事者につきましては 2 月下旬から、65 歳以上の高齢者につきましては 3 月下旬から、そして基礎疾患を有する方には 4 月下旬からという見込になっているということでございます。こちらにつきましては、国もまだ案の段階でするので変更があると思えます。接種回数につきましては 2 回を想定しておりますして市内の医療機関で接種できるように現在、安房 3 市 1 町と安房医師会とで調整を図っているところです。これらワクチン接種に関する情報につきましては刻々と変わっておりますので、最新の情報を確認しながらワクチンの接種にむけ万全な準備を図ってまいりたいと思えますので、皆様方のご理解を賜りたいと思えます。

(健康福祉部長)

健康福祉部の牛村でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、市内の医療機関そして市内だけではなく館山市、南房総市、鋸南町まで含めた 3 市 1 町の医療の連携という部分、ここもやはりこのコロナ対策の中では必要になってきております。その部分を若干補足させていただきます。いま現在ですけれども安房の保健医療圏、これは千葉県の設定した医療圏の中、特に高度急性期を担うのは亀田総合病院ですが、新型コロナウイルス感染症の陽性の方々の入院をする場所として、安房の保健医療圏の中ではコロナの重傷者、中度の症状の方は、県が指定している重点医療機関として亀田総合病院がその一つとなっております。富山国保病院が指定感染症の医療機関ということで、軽度の方は、主にそちらのほうに入院されております。それ以外の無症状で陽性の方もおります。そういう方々については、現在千葉県が借り上げている県北のホテルの個室で療養しているということです。鴨川市内から保健所がそこまで移送するということです。

陽性者の数が日々増えているという状況のなかでは、市内の他の医療機関も協力をしていかなければいけないというのは当然のことでございます。新型コロナウイルス感染症の陽性の方々を受け入れている入院機関、そこに通常であれば入院できる方は、他の東条病院や鴨川市立国保病院で、受け皿として一般の入院の方々あるいは新型コロナウイルス感染症の陽性であった方が、一定の治療を終えた後、陰性になり、それでもまだ、基礎疾患などによって入院が必要な方などは、鴨川市立国保病院などでも受け入れていく。そういう中で特に病床を持っている医療機関では、連携を図りながら取り組んでいるといった状況であります。そういう中で市民の皆様の健康、

命を守るためということで、やはり医療機関も連携を図りながら体制を整え取り組んでいるということを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今、健康推進課より新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言後の対応について説明がありました。それにつきまして、皆様の方から何か質問がございましたらよろしく願いいたします。

(酒井委員)

先ほどのワクチン接種の件についてですけれども、病院と診療所で接種ということですが、集団接種について考えている市町村があると聞きますが、鴨川市では集団接種をどう考えているかお聞きしたい。

(健康推進課長)

いま、酒井委員からお話の接種の場所でございますが、現在は医療機関で接種いただいております。この新型コロナウイルスワクチンにつきましても、超低温の冷凍庫が必要になりますので、そういったものを配備して、国は全国に、最低1台ずつ渡して、あと人口に応じて台数を増やしていくということで、鴨川市には2～3台くらい来ることとされます。医療機関が全部受けるわけではありませので、まずは、安房医師会のほうで医療機関のほうへ確認を取ろうということです、手上げをしていただいた中でまずは中核となる大病院もありますので、あとはサテライトと言いますか、周りの医療機関のほうへお願いしていきたいと思っております。また、もう一つはそこで接種が賄いきれないようであれば、そこはまた医師会との調整を図った中で、集団接種という形を一つ視野に入れたと思います。集団接種につきましては、初めてのワクチンでございますので、打ったあとに経過観察が必要となりますから、そういった体制ができるということやはり医療機関が一番よろしいのではないかと、現時点では思います。

(議長)

そのほかに新型コロナウイルス感染症関係で質問等ございませんか。

特になければ、ご理解いただけたものとします。

それでは、最後になりますが、せっかくの機会でございます。他に何かございますでしょうか。

特になければ、本日の議件はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。長時間にわたるご審議ありがとうございました。

鴨川市国民健康保険条例施行規則第13条第1項及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する
実施要領第7条第3項の規定により、会議録の内容について確認し署名します。

令和3年2月24日

鴨川市国民健康保険運営協議会

会長 高梨 道広

委員 林 宗寛